

## CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等に積極的に取り組む千葉県内の事業所を CO2CO2 スマート宣言事業所（以下「スマート宣言事業所」という。）として登録し、その取組を広く紹介することを通じて、事業者の自主的な取組を促すとともに県内の事業者への波及を図り、二酸化炭素排出量の削減に寄与することを目的とする。

### (登録の対象)

第3条 スマート宣言事業所の登録の対象となる事業所は、千葉県内に所在し、現に事業活動を行っている事業所とし、登録の申請は当該事業所を設置する事業者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体が設置する事業所は登録の対象とならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する公の施設については登録の対象とし、この場合においては登録の申請は当該事業所を管理する指定管理者が行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業所を設置する事業者(法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、登録の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。))。

(2) 法第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

4 第1項の規定にかかわらず、事業所を設置する事業者について環境の保全に関する法令違反、その他スマート宣言事業所としてふさわしくない事実がある場合には、登録の対象とならない。

### (登録の種別)

第4条 スマート宣言事業所の登録種別は次の各号のとおりとする。

(1) CO2CO2 スマート宣言事業所（スタンダード・コース）（以下「スマート宣言事業所（スタンダード）」という。)

(2) CO2CO2 スマート宣言事業所（プレミアム・コース）（以下「スマート宣言事業所（プレミアム）」という。)

### **(登録期間)**

第5条 スマート宣言事業所の登録期間は、登録の日から令和6年3月31日までとする。

### **(登録の要件)**

第6条 スマート宣言事業所に登録する者は、登録種別ごとに、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) スマート宣言事業所（スタンダード）

ア 別表1の取組項目のうち、必須項目3項目を含む13項目以上について、現に取り組んでいること。

イ アについて、登録期間中の継続を宣言すること。

(2) スマート宣言事業所（プレミアム）

ア 別表1の取組項目のうち、必須項目3項目及びプレミアム・コース必須項目2項目を含む18項目以上について現に取り組んでおり、かつ登録期間中、継続することを宣言すること。ただし、別表1で投資と区分された項目に限り、登録期間中に取組を予定している場合に、現に取り組んでいるものとして扱うことができる。

イ 別表2に掲げた目標項目から1項目以上を選択し、目標の達成に取り組むことを宣言すること。

ウ イで目標項目1、2又は4を選択した場合には、選択した目標項目に係る登録前年度の二酸化炭素排出量を県に報告すること。

### **(スマート宣言事業所の登録)**

第7条 スマート宣言事業所（スタンダード）の登録を申請する事業者は、CO2CO2 スマート宣言事業所登録申請書（スタンダード・コース）（第1号様式）を県に提出するものとする。

2 スマート宣言事業所（プレミアム）の登録を申請する事業者は、別途県が定める募集期間内に、CO2CO2 スマート宣言事業所（プレミアム・コース）登録申請書（第2号様式）を県に提出するものとする。

### **(登録の審査)**

第8条 県は、第7条の申請があったときは、申請内容が第6条の要件に適合しているかを審査し、速やかに登録の可否を決定するものとする。

2 県は、前項の審査に当たり、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 県は、第1項の審査の結果、登録の可否を決定したときは、その旨を通知するものとする。

### **(登録ロゴマークの使用等)**

第9条 別途定める本制度の登録ロゴマークに用いられるチーバくんの使用等に係る取扱いについては、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」デザイン等使用取扱要領の定めるところにより行われなければならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、スマート宣言事業所として登録された事業所を設置する事業者（以下「登録事業者」という。）が、自らの地球温暖化対策に係る取組の紹介を目的として作成される広報媒体等に登録ロゴマークを使用する場合、知事の許諾を要しないものとする。（ただし、収益を上げることを目的とする場合を除く。）
- 3 登録事業者以外の者は、登録ロゴマークを使用してはならない。
- 4 登録ロゴマークの使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
  - (1) 登録ロゴマークのデザインを変更し、又はその一部のみを使用してはならない。
  - (2) 登録ロゴマークの縦横比、バランス及び配色を変更してはならない。
  - (3) 登録ロゴマークに他のイラスト等を重ねてはならない。
  - (4) 登録ロゴマークの使用状況等について県から報告を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 5 県は、登録ロゴマークの使用において、前項各号の定め反する事項が認められた場合は、登録ロゴマークの使用の停止を命じるものとする。

#### **（登録事業者の責務）**

- 第10条 登録事業者は、スマート宣言事業所であることが分かる表示を当該事業所内の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。
- 2 登録事業者は、登録に係る取組を継続するよう努めるものとする。
  - 3 登録事業者は、取組状況等に関するアンケート調査など、県の環境施策に協力するよう努めるものとする。

#### **（取組報告）**

- 第11条 スマート宣言事業所（プレミアム）の登録事業者は、令和5年7月31日までに CO2CO2 スマート宣言事業所（プレミアム・コース）取組状況報告書（第4号様式）を県に提出するものとする。
- 2 スマート宣言事業所（プレミアム）の登録事業者は、令和6年7月31日までに CO2CO2 スマート宣言事業所（プレミアム・コース）取組結果報告書（第5号様式）を県に提出するものとする。

#### **（変更の届出）**

- 第12条 登録事業者は、登録事項に変更があったときは、CO2CO2 スマート宣言事業所登録変更届出書（第7号様式）を速やかに県に提出するものとする。

#### **（登録の辞退）**

- 第13条 登録事業者が、事業所の登録を辞退しようとする場合は、CO2CO2 スマート宣言事業所登録辞退届出書（第8号様式）を県に提出するものとする。

### **(登録の取消し)**

第14条 県は、スマート宣言事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める登録対象に該当しなくなったとき
- (2) 第6条に定める登録要件に適合しなくなったとき
- (3) 第9条各項の規定に違反したとき
- (4) 第11条の報告をしなかったとき
- (5) 第12条の届出をしなかったとき
- (6) その他、環境の保全に関する法令違反等、スマート宣言事業所としてふさわしくない事実があったと認められるとき

### **(公表)**

第15条 県は、スマート宣言事業所の名称、登録日及び主な取組内容等について千葉県ホームページ等を通じて、公表するものとする。

### **(事務の所掌)**

第16条 本制度の事務は千葉県環境生活部温暖化対策推進課が所掌する。

### **(その他)**

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

#### **附 則**

- 1 この要綱は、平成28年9月14日から施行する。
- 2 ちばエネルギーエコ宣言事業所登録制度実施要綱は廃止する。

#### **附 則**

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、令和4年3月15日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、令和4年4月5日から施行する。

別表1 (第6条) 取組項目

分類	必須項目	番号	取組項目	投資項目
1 地球温暖化対策の先進的な取組		1	2050年カーボンニュートラルを宣言している。	
		2	2030年度の温室効果ガス削減目標値を設定・公表している。	
		3	RE100（使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うこと）を目指すことを公表している。	
		4	自主的に事業所全体で取り組む地球温暖化対策の方針・計画を策定し、共有している。	
		5	事業所の温室効果ガス排出量を算定し、その結果をホームページなどで公表している。	
		6	事業によるサプライチェーン全体の排出量を算定し、その結果をホームページなどで公表している。	
		7	製品・サービスのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の見える化を行っている。	
		8	再生可能エネルギー由来の電気を購入している。	
		9	事業所におけるエネルギー消費量のうち、50%以上の省エネルギー化を目指している。	
		10	国や千葉県が公表している環境に関する情報を積極的に入手し、事業所での地球温暖化対策に活用している。	
2 省エネルギー全般		11	専門機関による省エネルギー診断等を受診している。	
		12	エネルギー使用量を管理し、見える化・分析を行っている。	
		13	エネルギー・マネジメント・システム（EMS）を設置している。	投資
		14	事業所の建物が、BELS、省エネ基準適合認定マーク（eマーク）、CASBEE等、環境性能に関する第三者認証制度での認定・認証等を受けている。	投資
		15	太陽光発電設備・太陽熱利用設備・地中熱利用設備などの再生可能エネルギー利用設備を設置している。	投資
		16	コージェネレーション設備を設置している。	投資
	必須	17	照明器具や空調機器の定期的な清掃を実施している。	

		18	給湯設備や空調設備の配管を断熱化している。	投資
		19	ボイラーの燃焼空気量を適正に管理している。	
		20	節水機器の設置により上下水道使用量を削減している。	投資
		21	「エコマーク」や「再生紙使用マーク」等の環境ラベルの表示がある事務用品等を優先的に購入している。	投資
		22	「国際エネルギースターマーク」や「省エネラベル」等を参考に省エネルギー性能の優れた OA 機器等を購入している。	投資
	プレミアム 必須	23	省エネの責任者及び担当者を決め、組織として省エネの実施体制を整備している。	
		24	ノー残業デーの設定・残業時間の制限など、ワークスタイルの見直しに取り組んでいる。	
		25	テナントとの省エネ推進体制を構築している。(定例会議の開催・報告会の実施、テナントの省エネ担当者を登録 など)	
		26	テナント向けの省エネマニュアルを作成している。	
		27	テナントにエネルギー消費量・デマンド値を通知している。	
		28	テナントオーナーとの省エネ推進体制に参加している。(定例会議への参加、テナントの省エネ担当者を登録 など)	
3 エネルギー消費量の削減 (照明・電力)	必須	29	業務に支障のない範囲で照明の間引きや部分的な消灯を実施している。	
		30	業務に支障のない範囲で照明の消灯時間帯を設定している。	
	プレミアム 必須	31	事業所内の半数以上の照明に LED 照明等の高効率照明を使用している。	投資
		32	事業所内のトイレ、給湯室、階段等、常時使用しない箇所の照明に人感センサーを導入している。	投資
		33	事務用機器等の省エネモード等を利用している。	
4 エネルギー消費量の削減 (空調)	必須	34	室温の適正管理(夏28℃、冬20℃を目安)に取り組んでいる。	
		35	クールビズやウォームビズを実施している。	
		36	空調負荷の低減のためブラインド等を適切に活用している。	
		37	空調の吹出口・吸込口やエアコン室外機の通風を確保している。	
		38	高効率空調設備を導入している。	投資
		39	屋根面・壁面等の断熱化や遮熱化を図っている。	投資
		40	二重窓・複層ガラス・遮熱フィルム等による窓の断熱化や遮熱化を図っている。	投資

5 自動車 の 燃料 消費 量の 削減	41	プラグインハイブリッド自動車・電気自動車等の次世代自動車を導入している。	投資
	42	運転を担当する従業員にエコドライブの実施を促している。	
	43	運転を担当する従業員又は従業員グループ別の燃費を把握している。	
	44	配送・配車計画の策定等により、効率的な輸送経路による運行を行っている。	
	45	共同集荷・集配などによる積載率の向上を図るため、事業者間の連携に取り組んでいる。	
	46	従業員のエコ通勤を推奨している。(公共交通機関・自転車の利用等)	
6 削減 廃棄 物の	47	3R (リデュース・リユース・リサイクル) に取り組んでいる。	
	48	両面コピー、使用済みの裏紙使用、資料の電子化等により紙の使用量の削減を実施している。	
7 保全 森林 の	49	森林の整備や保全活動に参加・協力している。	
8 推進 緑化 の	50	敷地や建物(屋上・壁面等)の植栽や緑化をしている。	

別表2（第6条（2）イ）

## プレミアム・コース目標項目

目標項目	目標 番号	指標	年間削減率
	1	エネルギー消費原単位	【オフィス系】 1. 5 % 【工場系】 1 %
2	自動車1台当たり燃料消費量	1. 5 %	
3	事業系一般廃棄物の排出原単位	1 %	
4	二酸化炭素排出量	2 %	
基準年度	平成25年度から令和4年度までの間で実績が把握できる任意の年度		
取組期間	基準年度の翌年度から令和5年度までの年数		
目標削減率	年間削減率（%/年）×取組期間（年）		
評価	基準年度の実績値と、令和4年度から令和5年度までの2年間の実績の平均値を比較した際に、目標削減率を上回った削減がされていること。		